

都道府県社会的養育推進計画の「見える化」について

概要

- 平成28年改正児童福祉法の理念のもと、「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益を実現していくため、『「都道府県社会的養育推進計画」の策定について』（平成30年7月6日付け厚生労働省子ども家庭局長通知）により、各都道府県・指定都市・児童相談所設置市（以下、都道府県等という。）に対して、令和元年度末までに「都道府県社会的養育推進計画」の策定を依頼したところ。
- 各都道府県等から提出のあった「都道府県社会的養育推進計画」について、別添のとおり、里親等委託率の数値目標や里親推進に向けた取組等をレーダーチャートにて取りまとめたうえで公表。
- 本レーダーチャートは里親等委託率の数値目標等を大きく3つに分類（①数値目標の水準、②計算過程、③取組内容）し、さらに10項目について各都道府県等における計画内容を「見える化」したもの。
 - ※ 今回の公表は、あくまでも各都道府県等から提出のあった「都道府県社会的養育推進計画」の記載内容に基づき、厚生労働省において取りまとめたものであり、各都道府県等の実際の状況とは一致していない可能性があることに留意が必要。
- 今後、「見える化」した結果も踏まえつつ、各都道府県等に対して、国の財政面の支援の活用も含めた更なる取組や里親等委託率の目標値の引き上げ等について個別に助言等を実施していく予定。

「見える化」の項目

① 数値目標の水準について（4項目）

- ・ 3歳未満の里親等委託率
- ・ 3歳以上就学前の里親等委託率
- ・ 学童期以降の里親等委託率
- ・ 特別養子縁組成立件数

② 計算過程について（3項目）

- ・ 代替養育を必要とする子ども数を見込む際の潜在的需要の把握の有無
- ・ 里親等委託が必要な子ども数の見込みの有無（施設入所年数を勘案して算定した方法（策定要領（※）の算式1）によるもの）
- ・ 里親等委託が必要な子ども数の見込みの有無（子どものケアニーズを勘案して算定した方法（策定要領（※）の算式2）によるもの）

③ 取組内容について（3項目）

- ・ 里親支援体制（フォスターリング体制）の強化に向けた取組状況
- ・ 里親委託推進に向けた具体的な取組（①広報・リクルート、②研修・トレーニング、③マッチング、④訪問・相談支援）の有無
- ・ 登録里親数等の目標値の設定の有無及び拡大に向けた計画の有無

（※）平成30年7月6日付け厚生労働省子ども家庭局長通知『「都道府県社会的養育推進計画」の策定について』別添「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」